

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和6年7月1日から2年間（2年毎に見直しをします）

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- 令和6年7月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、
育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 随時 ～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」について話し、
厚労省HPの育休復帰支援プランに基づき、プランを策定する。

目標2：令和8年3月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育
児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途
中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること）で取得でき
る制度など）。

<対策>

- 令和7年1月～ 就業規則の見直し
- 令和7年7月～ 制度の導入、社員への周知